市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場観測井水質分析結果

No.	観測井名称	No.6産廃上流側地下水（別紙図面参照）												基準値
	試料採取年月日	R8.4.6	R8.5.11	R8.6.1	R8.7.6	R8.8.3	R8.9.7							
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	1.6	0.5未満	1.9	1.9	1.1	1.8							20 mg/l以下
2	化学的酸素要求量(COD)	7.0	2.9	8.5	7.1	4.4	9.3							90 mg/l以下
3	電気伝導率	30	30	30	29	30	28							−
4	塩化物イオン	27	19	19	20	20	20							−
5	水素イオン濃度(PH)(水温℃)	7.5(26℃)	7.8(26℃)	7.5(24℃)	7.9(27℃)	7.9(29℃)	7.5(25℃)							5.8以上8.6以下
6	アルキル水銀化合物						0.0005未満							検出されないこと
7	総水銀						0.00005未満							0.0005 mg/l以下
8	カドミウム						0.001未満							0.003 mg/l以下
9	鉛						0.005未満							0.01 mg/l以下
10	六価クロム						0.005未満							0.05 mg/l以下
11	砒素						0.001未満							0.01 mg/l以下
12	全シアン						0.01未満							検出されないこと
13	ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満							検出されないこと
14	トリクロロエチレン						0.002未満							0.01 mg/l以下
15	テトラクロロエチレン						0.0005未満							0.01 mg/l以下
16	ジクロロメタン						0.002未満							0.02 mg/l以下
17	四塩化炭素						0.0002未満							0.002 mg/l以下
18	1,2-ジクロロエタン						0.0004未満							0.004 mg/l以下
19	1,1-ジクロロエチレン						0.002未満							0.1 mg/l以下
20	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量）						0.004未満							0.04 mg/l以下
21	1,1,1-トリクロロエタン						0.0005未満							1 mg/l以下
22	1,1,2-トリクロロエタン						0.0006未満							0.006 mg/l以下
23	1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満							0.002 mg/l以下
24	チウラム						0.006未満							0.006 mg/l以下
25	シマジン						0.003未満							0.003 mg/l以下
26	チオベンカルブ						0.02未満							0.02 mg/l以下
27	ベンゼン						0.001未満							0.01 mg/l以下
28	セレン						0.001未満							0.01 mg/l以下
29	1,4-ジオキサン						0.005未満							0.05 mg/l以下
30	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）						0.0002未満							0.002 mg/l以下
31	ふっ素						0.1未満							15 mg/l以下
32	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						1.0							−
33	ほう素						0.01未満							50 mg/l以下

※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ること（定量下限値未満）をいう。

市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場観測井水質分析結果

No.	観測井名称	No.7産廃下流側地下水（別紙図面参照）												基準値
	試料採取年月日	R8.4.6	R8.5.11	R8.6.1	R8.7.6	R8.8.3	R8.9.7							
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5未満	0.6	0.7	0.5未満	0.6	0.5							20 mg/l以下
2	化学的酸素要求量(COD)	2.0	1.2	1.5	1.0	4.2	2.8							90 mg/l以下
3	電気伝導率	43	42	42	43	39	39							−
4	塩化物イオン	16	11	11	12	9	11							−
5	水素イオン濃度(PH)(水温℃)	8.0(26℃)	8.0(26℃)	7.9(25℃)	8.3(27℃)	7.8(29℃)	7.9(27℃)							5.8以上8.6以下
6	アルキル水銀化合物						0.0005未満							検出されないこと
7	総水銀						0.00005未満							0.0005 mg/l以下
8	カドミウム						0.001未満							0.003 mg/l以下
9	鉛						0.005未満							0.01 mg/l以下
10	六価クロム						0.005未満							0.05 mg/l以下
11	砒素						0.001未満							0.01 mg/l以下
12	全シアン						0.01未満							検出されないこと
13	ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満							検出されないこと
14	トリクロロエチレン						0.002未満							0.01 mg/l以下
15	テトラクロロエチレン						0.0005未満							0.01 mg/l以下
16	ジクロロメタン						0.002未満							0.02 mg/l以下
17	四塩化炭素						0.0002未満							0.002 mg/l以下
18	1,2-ジクロロエタン						0.0004未満							0.004 mg/l以下
19	1,1-ジクロロエチレン						0.002未満							0.1 mg/l以下
20	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量）						0.004未満							0.04 mg/l以下
21	1,1,1-トリクロロエタン						0.0005未満							1 mg/l以下
22	1,1,2-トリクロロエタン						0.0006未満							0.006 mg/l以下
23	1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満							0.002 mg/l以下
24	チウラム						0.006未満							0.006 mg/l以下
25	シマジン						0.003未満							0.003 mg/l以下
26	チオベンカルブ						0.02未満							0.02 mg/l以下
27	ベンゼン						0.001未満							0.01 mg/l以下
28	セレン						0.001未満							0.01 mg/l以下
29	1,4-ジオキサン						0.005未満							0.05 mg/l以下
30	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）						0.0002未満							0.002 mg/l以下
31	ふっ素						0.1未満							15 mg/l以下
32	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素						0.47							−
33	ほう素						0.01							50 mg/l以下

※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ること（定量下限値未満）をいう。

市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場観測井水質分析結果

No.	観測井名称	No.1浸透水採取設備（1）（別紙図面参照）												基準値
	試料採取年月日	R8.4.6	R8.5.11	R8.6.1	R8.7.6	R8.8.3	R8.9.7							
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	3.0	0.5							20 mg/l以下
2	化学的酸素要求量(COD)	4.3	4.3	3.7	3.1	4.3	2.6							90 mg/l以下
3	電気伝導率													－
4	塩化物イオン													－
5	水素イオン濃度(PH)(水温℃)													5.8以上8.6以下
6	アルキル水銀化合物						0.0005未満							検出されないこと
7	総水銀						0.00005未満							0.0005 mg/l以下
8	カドミウム						0.001未満							0.003 mg/l以下
9	鉛						0.005未満							0.01 mg/l以下
10	六価クロム						0.005未満							0.05 mg/l以下
11	砒素						0.001未満							0.01 mg/l以下
12	全シアン						0.01未満							検出されないこと
13	ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満							検出されないこと
14	トリクロロエチレン						0.002未満							0.01 mg/l以下
15	テトラクロロエチレン						0.0005未満							0.01 mg/l以下
16	ジクロロメタン						0.002未満							0.02 mg/l以下
17	四塩化炭素						0.0002未満							0.002 mg/l以下
18	1,2-ジクロロエタン						0.0004未満							0.004 mg/l以下
19	1,1-ジクロロエチレン						0.002未満							0.1 mg/l以下
20	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量）						0.004未満							0.04 mg/l以下
21	1,1,1-トリクロロエタン						0.0005未満							1 mg/l以下
22	1,1,2-トリクロロエタン						0.0006未満							0.006 mg/l以下
23	1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満							0.002 mg/l以下
24	チウラム						0.006未満							0.006 mg/l以下
25	シマジン						0.003未満							0.003 mg/l以下
26	チオベンカルブ						0.02未満							0.02 mg/l以下
27	ベンゼン						0.001未満							0.01 mg/l以下
28	セレン						0.001未満							0.01 mg/l以下
29	1,4-ジオキサン						0.005未満							0.05 mg/l以下
30	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）						0.0002未満							0.002 mg/l以下
31	ふっ素													15 mg/l以下
32	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素													－
33	ほう素						0.09							50 mg/l以下

※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ること（定量下限値未満）をいう。

市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市産業廃棄物最終処分場

産業廃棄物最終処分場観測井水質分析結果

No.	観測井名称	No.2浸透水採取設備（２）（別紙図面参照）												基準値
	試料採取年月日	R8.4.6	R8.5.11	R8.6.1	R8.7.6	R8.8.3	R8.9.7							
1	生物化学的酸素要求量(BOD)	0.5未満	0.5未満	1.3	2.6	11	0.9							20 mg/l以下
2	化学的酸素要求量(COD)	3.4	3.4	3.7	3.6	5.1	2.3							90 mg/l以下
3	電気伝導率													－
4	塩化物イオン													－
5	水素イオン濃度(PH)(水温℃)													5.8以上8.6以下
6	アルキル水銀化合物						0.0005未満							検出されないこと
7	総水銀						0.00005未満							0.0005 mg/l以下
8	カドミウム						0.001未満							0.003 mg/l以下
9	鉛						0.005未満							0.01 mg/l以下
10	六価クロム						0.005未満							0.05 mg/l以下
11	砒素						0.001未満							0.01 mg/l以下
12	全シアン						0.01未満							検出されないこと
13	ポリ塩化ビフェニル						0.0005未満							検出されないこと
14	トリクロロエチレン						0.002未満							0.01 mg/l以下
15	テトラクロロエチレン						0.0005未満							0.01 mg/l以下
16	ジクロロメタン						0.002未満							0.02 mg/l以下
17	四塩化炭素						0.0002未満							0.002 mg/l以下
18	1,2-ジクロロエタン						0.0004未満							0.004 mg/l以下
19	1,1-ジクロロエチレン						0.002未満							0.1 mg/l以下
20	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量）						0.004未満							0.04 mg/l以下
21	1,1,1-トリクロロエタン						0.0005未満							1 mg/l以下
22	1,1,2-トリクロロエタン						0.0006未満							0.006 mg/l以下
23	1,3-ジクロロプロペン						0.0002未満							0.002 mg/l以下
24	チウラム						0.006未満							0.006 mg/l以下
25	シマジン						0.003未満							0.003 mg/l以下
26	チオベンカルブ						0.02未満							0.02 mg/l以下
27	ベンゼン						0.001未満							0.01 mg/l以下
28	セレン						0.001未満							0.01 mg/l以下
29	1,4-ジオキサン						0.005未満							0.05 mg/l以下
30	クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）						0.0002未満							0.002 mg/l以下
31	ふっ素													15 mg/l以下
32	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素													－
33	ほう素						0.08							50 mg/l以下

※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ること（定量下限値未満）をいう。